

大野市ママさんバレーボール連盟会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本連盟は、大野市ママさんバレーボール連盟と称する。

第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本連盟は、大野市所在のママさんバレーボールチーム相互の連携、協力並びに技術向上を図り、バレーボール競技の普及発展に務め、もって、生活文化の進展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 競技会の開催
2. 講習会の開催
3. 審判員の養成
4. その他必要と認める事項

第 3 章 組 織

第 4 条 本連盟は、第 2 条の目的に賛同する大野市所在のママさんバレーボールチームをもって組織する。

第 5 条 本連盟に加盟しようとするチームは、本連盟指定の用紙に必要事項を記人の上、加盟金 円を添えて申請するものとする。

第 4 章 役 員

第 6 条 本連盟に、次の役員をおく。

会 長	1 名	副会長	若干名	理事長	1 名
副理事長	若干名	常任理事	若干名	理 事	若干名
監 事	2 名	評議員	若干名		

尚、顧問・参与を置くことができる。

- 第7条 会長は、総会で選出し、本連盟を統轄し、且つ代表する。
- 第8条 副会長は、総会で選出し、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第9条 理事長・副理事長・常任理事は理事の互選とし、会長これを委嘱する。
- 第10条 理事長は、本連盟の総務を統轄し、副理事長は理事長を補佐する。
常任理事は、本連盟の会務を処理する。
- 第11条 理事は、会長の指名及び総会で選出し、会長これを委嘱する。
2) 理事は、本連盟の一般会務を処理するものとする。
- 第12条 監事は、総会で選出し、会務を監査する。
- 第13条 評議員は、加盟チームの代表者であり、会長これを委嘱する。
- 第14条 各役員任期は2ケ年とする。但し再任を妨げない。欠員補充による役員任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

- 第15条 本連盟に次の会議をおく。すべての会議はその構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席構成員の過半数の同意を得て成立する。
1. 総会
 2. 常任理事会
 3. 理事会
- 第16条 総会は、評議員、理事、常任理事をもって構成し、会長これを招集する。
総会は、毎年4月に開催するを原則とする。
- 第17条 常任理事会は、常任理事をもって構成し、会長これを招集する。
- 第18条 理事会は、理事をもって構成し、会長これを招集する。

第 6 章 専 門 部

第19条 本連盟に次の専門部を置き、常任理事をもって部長とする。

1. 総務部
2. 審判部
3. 競技部
4. 普及普及部
5. 会計
6. 事務局

第20条 専門部は、理事をもって構成するを原則とし、理事長の承認のもとに部長が招集する。

第 7 章 財 務

第21条 本連盟の経費は、一般会計として、加盟金、競技会参加料、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第22条 本連盟の経費は、特別会計として、競技会参加料、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる事が出来る。

第 8 章 解 散

第23条 本連盟は、総会において、構成員の4分の3以上の議決により解散する。

第24条 本連盟の解散に伴う残余資産は、福祉関係の団体に寄付するものとする。

第 9 章 年 度

第25条 本連盟の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則 本会則は昭和60年 4月 1日より施行する。
本会則は平成 元年 4月 1日より施行する。
本会則は平成 4年 4月 1日より施行する。
本会則は平成24年 4月 1日より施行する。